



最大60万円

「新婚世帯支援事業補助金」

若者の新婚世帯への経済的支援をすることにより、若者世代の婚姻促進、定住促進を図り、住み続けたいと思える地域づくりにつなげていくことを目的として実施します。

舞鶴市は

新婚 さんの **新生活** を
応援します!!

次の要件のすべてに該当する世帯

対象

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- ・夫婦の一方が39歳以下
- ・夫婦の一方が舞鶴市に住所を有すること
- ・夫婦の前年所得が500万円未満で、市税・府税の滞納がないこと

対象経費

住宅の購入・リフォーム・賃借・引越しに要する費用
(令和5年度中に支払ったものに限る)

※リフォームは夫婦とも39歳以下の世帯が対象です。

3 「新婚世帯支援事業補助金」の実施について

上限額

60万円

30万円

30万円

18万円

補助金額

- ・夫婦とも29歳以下の世帯
- ・夫婦とも39歳以下の世帯
- ・夫婦の一方が39歳以下の移住者である世帯
- ・夫婦の一方が39歳以下の世帯

※補助上限額と対象経費を比較して低い方の金額を補助します



受付期間

令和5年9月1日～令和6年3月31日

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

問い合わせ先

事業名	担当課	担当者	電話番号	FAX番号	メールアドレス
新婚世帯支援事業補助金	地域づくり支援課	佐藤、堀江	66-1073	62-9891	community@city.maizuru.lg.jp